

## PCR検査に係る諸契約の仕様書の改訂箇所について

### <仕様書の変更・追加>

- 3 頁** まとめの表で「受診者の鼻咽頭ぬぐい液を採取する」場合に、「N95要」との記載を改めて、「サージカルマスク要、但し要件④該当の場合はN95を使用」と訂正します。
- 4 頁** 「3. 検査容器及び梱包資材の手配」の表において、「吸水シート」と「ガムテープ」の欄を削除。また、「ジップロック（二次容器）」は、東大配布に「○」と変更。更に、三次容器については、「発砲スチロール箱」ではなく、「底マチ付きビニールクッション封筒」が東大より供給されますので、修正します。
- 5 頁・12 頁** 検体採取容器と梱包資器材及び、バーコードシールの供給方法を変更しました。**様式5**を新たに用意し、必要時に請求頂き、検体回収時に供給する方式に改めます。鼻咽頭ぬぐい液用キット、唾液採取容器、ジップロック、底マチ付きビニールクッション封筒の4点は、検体回収時に供給します。バーコードシールは東大での作成となり時間を要しますので、早めに請求して下さい。
- 6 頁** 「1. 定期回収の場合」の表中で、金曜日検体採取についても、翌日の土曜日午前中に回収し、結果通知は月曜日午前中までに出来るようになりました。
- 10 頁・11 頁** (c) 鼻咽頭ぬぐい液検体の採取方法と (d) 唾液検体の採取方法について、二次容器への収納の方法が、(c) ではジップロック二重梱包であり、(d) では1枚で収納となっていました。(c) と (d) とともに、ジップロックによる二重梱包に統一します。
- 10 頁・12 頁** これまで100例以上の鼻咽頭ぬぐい液による検査が実施されましたが、検体容器の蓋の隙間からの液漏れが数件有との報告がありました。蓋が確実に閉まっていることを確認頂くことは勿論ですが、検体採取から業者による回収までの間は、冷蔵状態を保ち温度変化のないように保管して下さい（冷蔵状態から温められて膨張することが液漏れの原因とも考えられています）。なお、鼻咽頭ぬぐい液検査キットの変更を検討中です。
- 11 頁** 午後5時以降に行った検体採取については、翌日にFAXによる回収依頼となり、業者による回収は翌々日となります（但し、午後5時までに回収依頼済みの場合を除く）。
- 12 頁** 三次容器は、「底マチ付きビニールクッション封筒」へ変更したため、図を訂正しました。袋中央に油性マジックで医療機関名を書いて下さい。
- 13 頁** 「1. 東大からの結果報告」の2つ目の※印について、電話での聞き間違いの防止対策として、東大から陽性者の検体番号を聞いた際には、医療機関の方から該当者の氏名を言って東大に確認して下さい。そのために様式4は、東大に原本を送り自院にはコピーを持って置いて下さい。
- 13 頁** 東大からFAXによる結果報告が届くまでは、「疑い患者」として対応して下さい。
- 14 頁** ③保健所への報告の様式（Excel）は、メールで配信済みです。
- 14 頁** 説明会で要望のあった、保健所保健予防課直通の専用電話・FAX番号を掲載しました。  
TEL 04-7128-2231、FAX 04-7128-2253
- 14 頁** 「新型コロナウイルス感染症発生届」は、最新版をダウンロードして使用して下さい。
- 17～19 頁** Q&Aを入れました。

### <様式の変更・追加>

- 様式3** 医師会事務所へのPCR検体回収依頼（FAX）は、17時までにご利用します（時刻を訂正）。
- 様式4** バーコードシールを貼付出来るスペースを取るため5検体分記載に変更しました。
- 様式5** 資材の希望数を記入申込して、検体回収時に渡す方式に変更のため様式を追加しました。